



2023年2月17日

各 位

会 社 名 株式会社ニッカトー
代 表 者 名 代表取締役社長 大西 宏司
(コード 5367 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務取締役経理部長 濱田 悦男
電 話 番 号 072-238-3641

執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2023年2月17日開催の取締役会において、執行役員制度を導入および「定款一部変更の件」を2023年6月16日開催予定の第153回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 導入の目的

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任と権限を明確にし、経営環境の変化に対して迅速に対応することを目的に執行役員制度を導入する。なお、現在の理事制度については、今般の執行役員制度の導入に伴い廃止とする。

(2) 執行役員制度の概要

- ① 執行役員の選任・解任および担当業務は取締役会にて決定する。
- ② 取締役は、執行役員を兼務できる。
- ③ 執行役員の任期は、取締役の任期と同じとし、取締役会で更新の可否を決定する。

(3) 導入時期

2023年6月16日(第153回定時株主総会開催日)

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、現行定款第19条の取締役の員数を現在の13名以内から10名以内に変更するとともに、変更案第23条において執行役員に関する規程を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 定款の変更日

本定款の変更は、2023年6月16日開催予定の第153回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

(3) 変更の内容

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、13名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役会は、 <u>10</u> 名以内とする。 <u>(執行役員)</u> 第23条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u>
第23条から第38条〈条文省略〉	第 <u>24</u> 条から第 <u>39</u> 条〈現行通り〉

以上